

## 令和5年度 DV相談・支援の状況

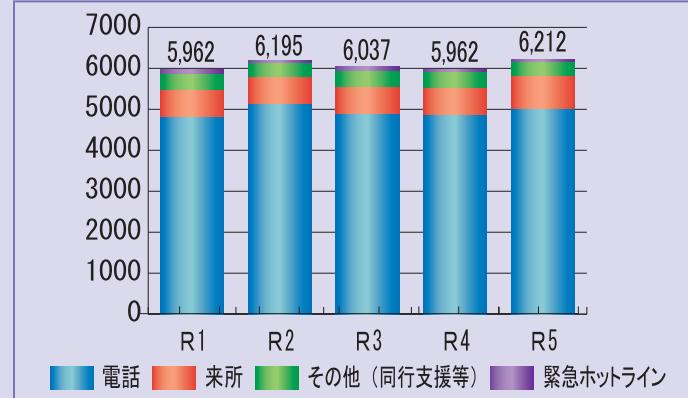
令和5年4月1日～令和6年3月31日

## DVセンターでの相談支援延べ件数

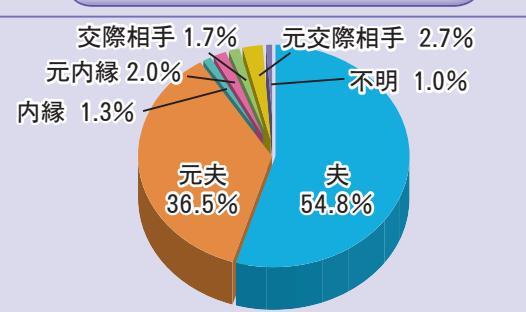
- 相談件数：本人、親族、知人、関係機関等からの相談件数とセンターからかけた電話件数を計上
- 対象者：夫、元夫、内縁、元内縁、交際相手、元交際相手からの被害者

電話	4,997件
来所	784件
その他（同行支援等）	354件
緊急ホットライン	77件
合計	6,212件

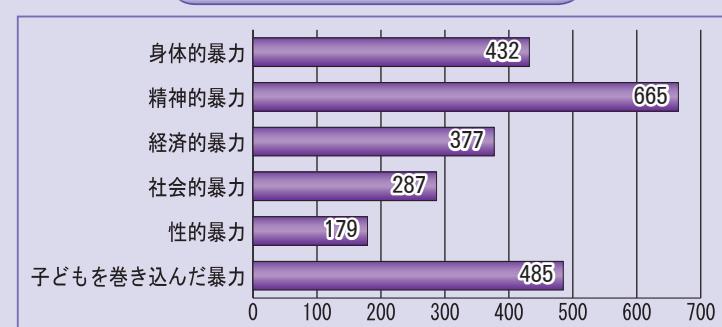
## 相談支援延べ件数の推移



## 加害者との関係



## 暴力の内容（複数計上）



## DVをはじめとする京都市内の主な相談窓口（相談は無料です。）

内 容	相 談 機 関	電話番号・時間	相談方法
女性に対する配偶者・交際相手等からの暴力	京都市DV相談支援センター	075-874-4971 月曜～土曜日（祝日除く）9時～17時15分 075-874-7051 上記時間外の緊急時【緊急ホットライン】	電話 面接（要予約）
男性（被害者／加害者）のための電話相談	京都市男女共同参画センター（ウイングス京都）	075-277-1326 第2・第4火曜日（祝日除く）19時～20時30分	電話
DV以外の様々な困難な問題を抱える女性	京都市女性のための相談支援センター「みんと」	075-874-6312 月曜～土曜日（祝日除く）9時～17時15分	電話 面接（要予約）

## 子育て等に関する相談（相談は無料です。）

内 容	相 談 機 関	電話番号・時間
子育ての悩みや児童虐待など	児童相談所虐待対応ダイヤル ※通話料無料	いぢやく 189 (24時間対応) ※全国共通の電話番号です。京都市児童相談所につながります。
	親子のための相談LINE	平日（年末年始除く）10時～20時 LINEアプリで右の二次元コードを読み込んでください ※子育てや親子間の悩みごとの相談を受け付けています。
	京都市子ども虐待SOS専用電話	075-950-1569 (24時間対応)
	京都市児童相談所（南区・伏見区以外の行政区の方）	075-950-0748 平日（年末年始除く）8時30分～17時
	京都市第二児童相談所（南区・伏見区の方）	075-612-2727 平日（年末年始除く）8時30分～17時
各区役所・支所 子どもはぐくみ室		平日（年末年始を除く）9時～17時 各区役所・支所の電話番号はこちらからご確認ください。 <a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000318699.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000318699.html</a>

日常に溢れる音の中で、人は存在するすべての音を聞いているわけではない。必要に応じて取捨選択して聞いている。聞き流している自覚をどこか心にとどめて、時にその音に耳を澄まし、語られる言葉に込められた声に思いを寄せたい。



# 京都市

Purple ribbon

発行者：京都市DV相談支援センター  
TEL : (075) 874-4971

第17号

# DV相談支援センター通信

【相談受付日時：月曜～土曜日（祝日・12/29～1/3を除く）9時～17時15分】

## DV防止法改正とその課題

京都女子大学 法学部教授 手嶋 昭子

昨年5月に改正されたDV防止法は、2024年4月1日から施行されています。この通信が発行される頃には、新たなルールが適用される事例が既に生じているかもしれません。改正の趣旨が理解され、裁判所で適切な判断が下されているか、また行政機関相互や民間支援団体との連携が本当に強化されているか、気になるところです。

この度の改正点とその課題の1点目は、保護命令を申請できる被害者の範囲が拡充されたことです。以前のDV防止法では「配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた者」となっていましたが、改正後は、「配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名譽若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫を受けた者」と変わりました。内閣府HPに掲載されているDV防止法改正に関するQ&Aでは、「『言うことを聞く』と言うまで外に出さない。」などと告げるような場合（自由に対する脅迫）等、例示されています。確かにそういうことを言われて不本意なことを強いられるのはDVになると思いますが、「告げる」ことなく、事実上監禁されたりした場合は、どうなるのでしょうか？黙ってやれば「脅迫」に当たらず、しかもこれらは「身体的暴力」にも該当しませんから、保護命令は申請できないということになるのでしょうか。法律の条文には、一読して意味がとりにくいものも少なくありませんが、この条文もその一例といえそうです。

内閣府配偶者暴力防止法見直し検討ワーキンググループ（WG）では、私だけでなく多くのメンバーが性暴力の場合も保護命令が出せるようにすべきと主張していました。最後の答申では、「精神的暴力」「性的暴力」などの言葉は見当たらず、「被害者を畏怖させる言動」という表現が使われていました。これにも異議を申し入れましたが、これが答申として出せるぎりぎりのラインで、解説で対応可能というののが、事務局を務める内閣府からの説明でした。前述の内閣府HPのQ&Aでは、性暴力に関しても脅迫にあたるかどうかで判断されるように読みます。脅迫も確かに被害者を畏怖させるものですが、問答無用で性暴力を受ける場合と比較したとき、保護命令を申請できるのは前者だけだとすると、全く本末転倒、DV被害の実態や本質が理解されていないことになります。これらの懸念が杞憂であることを心から願っています。

2点目は、加害者処遇が全く進展しなかったことです。今回保護命令の拡充をはじめ多くの改正が行われました。しかし、一番根本的なこと、加害者にDVを行わせない方策というものが、またも、先延ばしになってしまったのです。DV加害者プログラムは、アメリカやカナダでは何十年という歴史があり、多くのプログラムが開発されてきました。日本でも海外に学び、いくつかのプログラムが民間団体によって実施されています。他方で、加害者プログラムの効果測定は容易ではなく、また、やり方次第では加害者に悪用され被害者をさらに苦しめるという実情も報告されています。政府が慎重になるのも理解できますが、DVとは、子どもたちを含む多くの被害者の人権を侵害し、その影響は世代を超えて伝わることもある、国を挙げて取り組むべき重要課題です。被害者がこれ以上DVを受けないように対策を取ることが、何よりも優先されるべきだと思います。

## わたしらしく

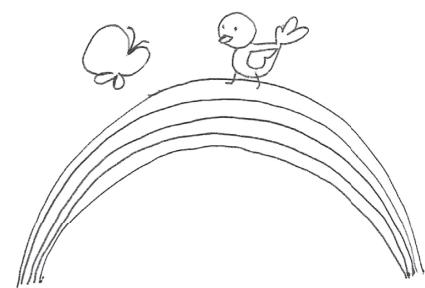
京都市DV相談支援センターを利用された方々に、現在の思いや、今被害を受けておられる方へのメッセージを自由に書いていただきました。

### Aさん（50歳代女性）

振り返れば、私は元夫に依存していました。「お前は俺の言うことだけ聞いていればいい」と言われ、子ども達にも「俺の言う事を聞いていればいい。もし俺がまちがっていたら俺が責任をとる。お前達がかってに行動して、へたうったら誰が助けるんや。俺しかいないやろ。俺の言うとおりにしていたら間違いないんや！」と言っていました。私は、元夫が怖かったので、何も言えませんでした。子ども達にも怖い思いをさせてしまいました。ひどい母親です。どこに相談したらいいのか分からず、相談をした事が元夫にはばれたらどうしようと不安で、携帯で検索する事すらびくびくしてました。今日電話しよう、明日電話しようと思うだけで私はなかなか動く事が出来なかったんです。元夫から「俺はいつでも電話に出れるわけないんや。忙しいんや。コールは5回まで切れ」と言われてました。その事もあり、DVセンターに電話しようと決めた時も、3回ならして出なければ切ろうと決めて電話をしたら、コール1回で出て下さいました。そのまま私の話をゆっくり聞いて頂いた事一生忘れません。私のその一歩に、子ども達はやっと動いてくれたと思ったんでしょう。一緒にDVセンターに相談に行きたいと言い、私に話せなかった事もセンターの方には話をしていました。これから的事を相談させて頂きました。私の知らない事がたくさんあり、色々な道と一緒に考えて下さいました。

今新しい生活を頑張っています。過ぎた事よりこの先、子ども達と笑顔で過ごせるよう頑張っていきます。

ここまでこれたのもDVセンターの方、その他たくさんの人に助けてもらつたからです。本当に感謝しています。そしていつも電話てきていいと言って下さるDVセンターの方のお言葉が、今の私のお守りです。本当にありがとうございました。



### 「DV防止法改正ポイント」

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部が令和5年5月に改正され、令和6年4月1日から施行されています。その主なポイントは以下のとおりです。

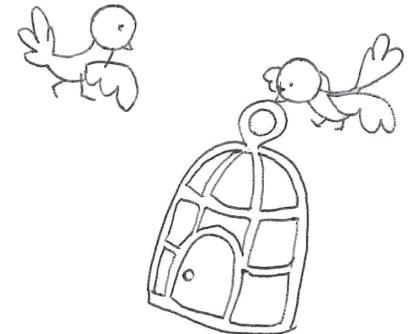
- 1 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化  
重篤な精神的被害を受けた場合にも保護命令の対象が拡大します。
  - ・接近禁止命令等について、発令の対象を拡大（命令の期間を6ヵ月間から1年間に伸長）。
  - ・被害者の子への電話等禁止命令の創設。
  - ・保護命令違反に関する罰則の加重（2年以下の懲役／200万円以下の罰金）。
- 2 基本方針・都道府県計画の記載事項の拡充
- 3 関係機関等から構成される協議会の法定化  
さらに詳しく内容を知りたい方は、内閣府のHPまで。  
配偶者暴力防止法令和5年改正の詳細 → [内閣府HP](#)



### Bさん（70歳代女性）

「もう自由だ！」

私はバーサン70才。脱出したての新人です。夫とは40年も過ごしました。結婚半年で平手打ち、一ヵ月左耳が聞こえませんでした。あれよあれよと時は経ち、52才の時、娘と共に一ヵ月半実家に戻っていましたが、優しい言葉を信じ帰ったら、「更年期のババアが迷惑かけやがって！」とのお言葉。そんな夫のサラリーマン人生も終了し、一日中いっしょに居るようになると、監視、束縛、数々の暴言→「人間じゃない」「ダニ」「脳のない獣」等々。そして到頭、40年ぶりのすごい暴力を受けました。そこでやっと脱出！あー長い間ご苦労さん私、何故もっと早く行動できなかつたのだろうと自問自答の日々ですが、そんな事考えていても仕方ありません！前を向くしかないんです。誰一人として過去には戻れません。戻りたくないし、もう一度半分でも経験しなければならないのなら無理だと思います。



残念ながら、夫はDVという相手を傷つける不治の病にかかっているのです。皆さんもご承知のように、DVトライアングルが永遠に繰り返されるだけなのです。人生は誰でも一回しかありません。グズグズしてたら人生終わってしまいます。さあ前を向いて進みましょう！彼は彼の人生を、私は私の人生を、別々に。若いお母さんは、その若さを武器に、今病気で苦しんでおられる方はセンターの皆さんの協力を得て元気になったら頑張りましょう。きっと皆さん私より若いと思うので、時間はたっぷり、落ち着いて行きましょう！

残念ながら筆者はバーサンの為ゆっくりしか進めません。お互い自分を大切に自分で考えゆっくりと歩んで行きましょう。できれば「一日一善」、「一日一膳」にならないように。

### 相談員からひとこと



DVに苦しむ方々の中には、相手との関係にしんどさがあることは間違いくとも、自分の置かれている状況が本当にDVなのか、もしそうであったとしても認めたくない、自分がDVを受けているなんて思いたくない、という方もいらっしゃいます。こんなことを相談してもいいのだろうかとためらいながらお電話をくださる方や、相談したところでどうしようもないと言いながら辛い気持ちを訴えてこられる方もあり、DVは相談する前の段階から多くの葛藤があるので痛感します。それでも思い切って電話をしてきてくださったことに敬意を持つとともに、その状況にどう向き合いどのような選択をされるのか、葛藤を強いられ揺れる気持ちにできる限りしっかりと寄り添いながら、少しでも良い方向へと水先案内ができるよう、日々学びつつ努めたいと思います。